

○周南市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱

平成 29 年 2 月 1 日要綱第 5 号の 3

周南市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、周南市農業委員会委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考を行うため、周南市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の求めにより、候補者の選考を行い、市長に報告することとする。

2 委員会は、候補者の選考に当たり、農業経営の概況、経歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査を行うことができる。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 政策推進担当部長
- (3) 行政管理担当部長
- (4) 財政担当部長
- (5) 経済産業担当部長
- (6) 農林担当課長
- (7) 農業委員会事務局長

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長には副市長を、副会長には政策推進担当部長をもって充てる。

3 会長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、農林担当課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。